

サービス業に対する中小会計要領適用時の特徴

－中小結婚式場業を事例とした場合の検討－

The Features of Applying Accounting Guidelines to Small-Medium-sized Service Enterprises in Japan :Cases of Small-Medium-sized Enterprises of Wedding Centers

河内山 潔*
Kiyoshi KOUCHIYAMA

Abstract

The purpose of this paper is to consider the cases to apply the guidelines for Small-Medium sized Enterprises (*Yoryou*) to small-medium sized wedding centers. As a result, the following points are clarified. In the cases of custom and trades peculiar to service enterprises, it is easier to do accounting processing with *Yoryo* guidelines than the guidelines called *Shishin*. However, it is necessary to depreciate fixed assets continuously and systematically, and also to recognize their impairment losses rigidly. It is expected that many Small-Medium-sized enterprises in Japan will use *Yoryo* guidelines to reinforce managerial abilities and skills.

キーワード：中小要領, 中小指針, サービス業の会計, 業務プロセス

I はじめに

2005年8月に公表された中小企業向け会計基準（中小指針）は普及していないとの報告がある。その理由として、高度かつ複雑であることや会計処理の選択の幅が限定的であること、また、中小企業の商慣習や会計慣行の実態に即していないこと、などが指摘されている^{注1}。その後、中小企業庁は、中小企業政策審議会・企業力強化部会の「中間とりまとめ」（2011年12月公表）の中で、中小企業の戦略的経営力を強化する方策として財務経営力を挙げ、そのために中小企業の実態に即した会計ルールの整備・普及の必要性を指摘している。2012年3月に公表された新たな基準（中小要領）は、これらの指摘事項について十分検討がなされて改定されたものであり、中小企業の実践可能な会計ルールとしての役割を果たすことが期待されている。

そこで本稿では、中小企業向けの会計基準適用の事例としてサービス業、特にブライダル企業を取り上げ、新基準が十分な役割を果たすことができるかどうかについて具体的に検討する。そのために、まず中小要領の内容を概観し、特に中小指針との相違点を明確にすることとする。次

* 関西国際大学人間科学部

に、サービス業企業の事例として結婚式場業を取り上げ、先行研究によって業務内容とそのプロセスを設定し、中小要領を適用した具体的な会計処理について考察する。

II 中小要領の概要

中小要領は、総論、14項目の各論及び様式集から構成される。ここでは、中小要領公表までの経緯と、中小指針との相違点を指摘する。

1. 中小要領公表までの経緯

中小企業の会計に関する本格的な議論が開始されたのは、2002年3月に中小企業庁に設置された「中小企業の会計に関する研究会」においてである。同研究会では、資金調達先の多様化や取引先の拡大を目指す中小企業にとって望ましい会計の在り方、という観点から多面的な検討を行い、2002年6月に中小企業庁から「中小企業の会計に関する研究会報告書」（以下、研究会報告書と略す）を取りまとめた。

この研究会報告書に対して、日本の会計職業団体それぞれの立場から、異なる見解が公表された。日本税理士会連合会は2002年12月に「中小会社会計基準の設定について」を公表し、ダブル・スタンダード論（中小企業に固有の会計基準を容認する立場）を展開し、日本公認会計士協会は2003年6月に『『中小会社の会計の在り方に関する研究報告』について』（会計制度委員会研究報告第8号）を公表し、シングル・スタンダード論（中小企業に固有の会計基準を容認しない立場）を展開した。そのため、中小企業の会計の具体的な内容が決まらないまま、制度的な混乱を招くこととなった。こうした状況を打開するために、2005年2月に、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会の4団体によって公表されたのが、「中小企業の会計に関する指針」（以下、中小指針と略す）である。しかし、中小指針の利用実態について、7割超の中小企業経営者が不満を示している^{注2}。

このような中小指針の利用が進まない状況の中、2010年2月に、中小企業庁は「中小企業の会計に関する研究会」を再開し、同年3月に企業会計基準委員会は「非上場会社の会計基準に関する懇談会」を設置し、両者の議論の中で中小指針の見直しが進められた。同年9月、中小企業庁は「中小企業の会計に関する研究会中間報告書」を公表した。その中では、特に中小指針の個別問題点について、中小指針とは異なる見解を公表し、検討の結果、中小企業の実態に即して新たな会計ルールを策定すべきであるとの結論となった^{注3}。そして設置されたワーキンググループにおいてさらに議論がなされ、2012年2月に「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、中小要領と略す）が公表された。

2. 中小要領と中小指針との比較

中小要領は、総論、14項目の各論及び様式集から構成される。それに対して中小指針は、総論と20の各論から構成されている。ここでは、それぞれの相違点に着目して比較検討する。

2.1. 目的等の相違点

中小指針は、大企業向けの会計基準を中小企業の実態に合わせて簡便化したシングル・スタン

表：中小要領と中小指針の総論の比較

	中小要領	中小指針
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に参照するための会計処理や注記等を示す。 ・金融商品取引法において一般に公正妥当と認められる企業会計基準や中小指針に基づいて計算書類等を作成することができる。 ・中小企業経営者が理解しやすく、過重な負担を課さずに適用できる。 ・中小企業の会計慣行に応じ、その実態に即した処理を示す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業が計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示す。 ・会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適当な会計のあり方を示す。 ・一定の水準を保った会計処理を示す。
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下を除く株式会社を想定 (1) 金融商品取引法の規制の適用対象会社 (2) 会社法上の会計監査人設置会社 ・特例有限会社、合名会社、合資会社または合同会社 	<ul style="list-style-type: none"> ・以下を除く株式会社を想定 (1) 金融商品取引法の規制を受ける会社、その子会社及び関連会社 (2) 会計監査人を設置する会社及びその子会社 ・特例有限会社、合名会社、合資会社または合同会社
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・国際会計基準の影響を受けない。 ・記帳等の一般原則を示す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際会計基準の影響を受け、改訂される。

(出典：山下壽文著「要説 中小企業会計基本要領」同友館，p.38，2012を筆者が加筆・修正)

ダードであり、その目的を主に投資意思決定情報の提供とし、財務諸表の諸要素の定義、認識及び測定基準を規定した概念フレームワークにより設定される企業会計基準を参照している。さらに、貸借対照表を重視する資産負債アプローチを採り、時価を容認することに特徴がある。それに対して、中小要領は取得原価主義および実現主義を中心とする収益費用アプローチを採り、企業会計原則等を中小企業の実態に合わせて簡便化していると考えられる^{注4}。また、中小指針は国際会計基準の影響を受けるとされるが、中小要領はその影響を受けることはない。

中小指針は、会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するにあたって拠ることが適当とされる会計のあり方を示すものであり、「一定の水準を保ったもの」とされる。それに対して、中小指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象に、その実態に即した会計処理のあり方を取りまとめたものとして中小要領は策定されており、人的・経済的負担が過重にならないように、また経営者が理解しやすいことも特徴である。なお、上に示した表では、総論における中小要領と中小指針の主な相違点をまとめている。

2.2. 各論の相違点

中小指針と中小要領の各論の相違点として、まずタイトルの項目数が大きく異なっている。中小指針が20タイトルであるのに対して、中小要領は14タイトルである。これらのうち、中小指針にのみ記載される項目が「11. 税金費用・税金債務」、「12. 税効果会計」、「17. 組織再編の会計」及び「20. 今後の検討事項」の4タイトル、中小要領のみに記載される項目は「2. 資産、負債の基本的な会計処理」の1タイトルである。

また、各論に示されたそれぞれの会計処理においても相違点がみられる。

(1) 金銭債権及び金銭債務

社債を額面金額未満で購入（発行）する場合において、中小指針では原則償却原価法による差額に関する会計処理を行うことが求められるが、中小要領では取得原価（発行額）で計上する処理となる。また、受取手形割引額及び裏書額の注記について、中小要領では記載が求められるが、中小指針では記載が望ましいとされる。

(2) 貸倒引当金

中小要領では、貸倒引当金の計算として期末に債権全体に対して法人税法の法定繰入率で算定できるが、中小指針では取立不能見込額を下回っている場合には、当該取立不能見込額で算定することが求められる。

(3) 有価証券

中小要領では時価評価の対象は、法人税法の規定にある売買目的有価証券（上場株式が想定される）のみであり、他は期末に取得原価で計上される。それに対して中小指針では、金融商品に関する会計基準と同様に区分し、その他有価証券に該当する有価証券について時価評価し、評価差額を純資産の部に計上することが求められる。

(4) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準について、中小要領では原価法又は低価法によることとされるが、中小指針では時価が著しく下落し、かつ、金額的重要性がある場合には時価評価する必要がある。また、棚卸資産の評価方法について、最終仕入原価法の適用が中小要領では認められているが、中小指針では条件付きで認められている。

(5) 固定資産

固定資産の減価償却について、中小要領では相当の減価償却を行うことが認められるが、中小指針では継続的・規則的に算定した減価償却費を計上することを求めている。また、固定資産の減損について、中小要領は「災害等」による資産価値の下落による減損のみを想定しているのに対して、中小指針では「将来使用の見込みが客観的にないこと」と「固定資産の用途を転用した採算が見込めないこと」による減損損失を認識するとしている。

(6) 退職給付引当金

退職一時金制度を採用している場合に、中小要領では期末自己都合要支給額の一部を退職給付引当金として計上することがあるが、中小指針では期末自己都合要支給額を退職給付債務として計上することを求めている。

(7) その他

その他として、工事契約、デリバティブ取引、ヘッジ取引、固定資産の圧縮記帳、固定資産の減損、ゴルフ会員権、税効果会計、企業結合、事業分離は中小要領には記載がない。当該事象や取引については、中小指針や一般に公正妥当と認められる会計基準等を準用・適用して処理することになる。

Ⅲ 中小サービス業への中小要領の適用

前章では中小要領について、中小指針との相違点を見てきた。本章では、中小要領を適用するにあたって、業種ごとに業務の特性を考慮して上で、主要な業務においてどのような会計処理が

適切であるかを検討する。そのために、まずサービス業の特徴を見ていくこととする。

1. サービス業の分類

サービス業を一括りにして論ずることには問題があるが、それは業界における取引形態や取引慣行の相違が、会計処理や表示に違いをもたらすからである。そこで実態調査では、サービスを提供する相手先の違いから、28業種を対事業所サービス業21業種と対個人サービス業7業種に分類している^{注5}。対人サービス業は狭義のサービス業ともいわれ、いわゆる「おもてなし」や「ホスピタリティ」と言われる日本人が特に好む価値観を重視する業界といえる。また、IT化や機器性能の向上、あるいは顧客ニーズの多様化や高度化により、医療・介護、理美容、観光、冠婚葬祭や教育など提供するサービスに関する教育に大きなコストが必要となる専門サービス化が進んでいることも特徴である。

ブライダル企業（結婚式場業）における業務内容を整理するために、すでに多くの研究成果が報告されているホテル業を参考にして検討することとする^{注6}。その理由として、ホテル業の業務部門は一般に、宿泊部門、レストラン部門及び宴会部門に識別されるが、このうち宴会部門での業務が結婚式場業の業務に類似すると思われるためである。

そこで、まず過去の先行研究よりホテル業の業務プロセス例を援用して、ブライダル企業（結婚式場業）における業務プロセスを設定して会計ルールを適用し、作成される会計帳簿や計算書類等が当該業務において十分に活用されるものであるかを研究する。ブライダル企業（結婚式場業）を取り上げる理由として、特定サービス業実態調査（平成22（2010）年度）では、冠婚葬祭業は全事業所数8,775社であり、そのうち資本金5,000万円未満の事業所が69.7%、従業員数30人未満が88.7%と中小企業の割合が比較的高いことから、中小サービス業の事例として取り上げることとしたい。

2. サービス業の取引や商慣行の特徴

対人サービス業の特徴として、以下の点が指摘される。まず、スタッフ個人の経験や能力に依拠するサービスが多く生産量に限界があること、そして、規模の経済が機能しない（大量生産・大量販売・大量消費が循環しない）ため、コスト管理による業績拡大が見込めないことである。また、海外での事業活動を行う際には、現地の文化・社会的な環境や背景に関する理解が欠かせないため、容易に海外進出を図ることができない。そして固定費が多く労働集約的な産業であり、また参入障壁が低いために過当競争が起きやすいことから、十分な付加価値を獲得することが難しい業界である。こうした状況を改善するためには、対人サービス業においても、業務を効率化し、生産性を高める必要がある。

3. ブライダル企業の業務内容とプロセス

ブライダル企業は、結婚式場業とその他関連企業に分けられる^{注7}。結婚式場業とは「挙式場と披露宴会場を併せ持つ事業所」とされ、婚礼業務を主業とするホテルや専門式場、ゲストハウスなどが含まれる。その他関連企業には、衣裳関連、フラワー関連、ギフト関連、プロデュース関連、美容関連といった直接結婚式に係わる企業から、宝飾関連、旅行関連など直接結婚式に係わらないが付随するサービス・商品を提供する企業まで含まれ、その範囲は非常に幅広い。今回の

考察では、これらのうち、結婚式場業に絞って会計処理を考えることとする。

結婚式場業における主要な業務を整理すると、販売管理、購買管理、固定資産管理及びその他管理に分類できる。これは、購買、在庫管理、販売のような個別業務ごとや、営業部、購買部、生産管理部などの個別部門ごとに捉えることなく、業務の一連の流れ（プロセス）として捉えることで把握される。IT化によるデータベース管理が多くの企業で採用されている現在は、このプロセスを重視した業務内容の把握が必要である^{注8}。次に、それぞれの業務プロセスにおける具体的業務（取引関係）について検討する。

3.1. 販売管理プロセス

販売管理における業務は、顧客（婚礼予定者及びその関係者）が来場し、様々な婚礼商品（パッケージを含む）を比較検討して仮予約することから始まる。この段階では予約金等は発生しないのが一般的である。次に、顧客から成約する旨の連絡を受けた後に、婚礼商品の受注となる。婚礼商品の受注は、申込書の記入、契約書の受領、申込金（予約金）の受領などの手続を通じてなされる。その後、婚礼日の2週間程度前の最終見積額から申込金（予約金）を差し引いた額を、披露宴の数日前までに持ち込むか、口座に振り込むことで精算を行う。これらのプロセスをまとめると、仮予約→受注・予約金等の受領→手配→精算→宴席の開催→事後精算となる。

3.2. 購買管理プロセス

購買管理における業務は、現場からの購買依頼（要求）があり、その内容に応じて複数業者から見積もりをとり、価格や品質等について検討の上、条件に合った業者を選定する。次に選定した（仕入）業者に対して、インターネット、FAX、電話等で注文を行う。そして、仕入業者から物品が届くと、検収担当部門等で品名、数量が納品書と相違ないことを確認して受領する。管理部門では、納品データに基づき仕入計上を行い、あわせて支払（依頼）を行う。以上のプロセスをまとめると、購買依頼（要求）→業者の選定→発注→検収→仕入計上→支払（依頼）となる。

3.3. 固定資産管理プロセス

結婚式場業は、施設利用を中心とした装置産業型のサービス業であり、固定資産管理の重要性は大きい。固定資産管理における業務は、購入、決算（減価償却、減損）、処分という3つの業務に分けて考える必要がある。まず、固定資産の購入業務は、先に取り上げた購買管理業務のプロセスと基本的には同様であるが、検収後に固定資産ごとに管理システムへのエントリーを行うことが追加となる。次に決算時における減価償却について、固定資産の種類ごとに相当の減価償却の処理をする必要がある。さらに、災害等による資産価値の下落が判明した場合に、その金額を見積もり災害による損失を計上する必要がある。そして処分時の処理では、売却する場合の代金回収処理、また有料で処分する場合に費用処理が必要となる。

3.4. その他管理プロセス

その他管理業務としては、棚卸資産等に関する決算時の処理がある。料理の食材や飲料品、テーブルウェアや食器類などの消耗品といった棚卸資産について、購入時の処理は購買管理業務のプロセスと同様であるが、決算時には実地棚卸を行い、その結果と帳簿残高とを照合して、評価す

る必要がある

4. 業務プロセスと会計処理

次に、主要な業務プロセスごとの会計処理（記帳処理）について検討する。業務は本来多岐にわたるが、前項で取り上げた業務プロセスを継続的かつ反復的に行われる取引と想定して、対人サービス業の標準的な会計処理を考察する。

4.1. 販売管理プロセスの会計処理

前項で示した販売管理プロセスのそれぞれの業務（取引）において、必要な会計処理（記帳処理）について検討する。

(1) 仮予約

仮予約は、成約の前段階の予約で、顧客（婚礼予定者及びその関係者）が来場し、様々な婚礼商品（パッケージを含む）を比較検討するために、婚礼会場・披露宴会場を一定期間（一週間程度）確保するために行われる。この段階では、予約金等は発生しないのが一般的である^{注9}。したがって、会計処理も行われない。

(2) 受注・予約金等の受領

仮予約の後、一定期間内に顧客から成約する旨の連絡を受けた後に、婚礼商品（パッケージを含む）の受注となる。婚礼商品の受注は、申込書の記入、契約書の受領、申込金（予約金）の受領などの手続を通じて行われる。申込金は、予定通り婚礼を迎える場合には内金（預り金）となり、請求金額から差し引かれることになる。キャンセルの場合は、解約保証金として返金しないことが一般的である。（中小要領Ⅱ -2-(2) 及び3-(2)）

<仕訳1-①> （予約金等受取り時）

（借）現金及び預金 * * * / （貸）前受金（預り金） * * *

(3) 手配

受注後、顧客との打合せを経てオーダーシート（請書、受書）が作成され、各種の手配業務が行われる。手配業務には、内部の諸部門に対する手配業務と外部業者への手配業務がある。内部手配業務とは、結婚式場業における主体収入商品部分の手配業務であり、料理、飲料、会場使用に関する手配である^{注10}。また、式場内に店舗を構えるテナントに対して、衣裳、美容・着付、写真、装花、音響・照明などの発注・手配を含む。外部手配業務とは、外部業者への発注・手配で、引出物、ペーパーアイテム、演出物品など多様な付帯収入品の手配が含まれる。外部手配業務では、購買プロセスにおける会計処理をすることになる。

(4) 精算

婚礼費用の支払として、まず、婚礼決定（成約）時に申込金を内金（預り金）として預かっている。これは、婚礼費用の精算時にその一部に充当する。そして、婚礼の2週間程度前に正確な最終見積書を顧客に提示し、最終見積額から内金（預り金）を差し引いた額を、婚礼当日より前に支払ってもらうことになる。期限については、婚礼当日より1週間前から3日前までなど、会場により違いがあるが、当日より前に最終見積額の全額の精算を行うことが多い。

この業界では、このように婚礼当日より前に婚礼費用の精算を行うことが一般的であるので、予約販売取引に相当する。予約販売における実現主義の原則の適用は、予約金を受け取った時に

は前受金で処理し、商品引渡時（又はサービス提供時）に売上を計上するものである。そこで、精算時に売上を計上することは、実現主義の原則の要件に合致しないことになる。この段階でも、精算した金額は前受金（預り金）で処理する。（中小要領Ⅱ -2-(2) 及び3-(2)）

<仕訳1-②>（精算時）

（借）現金及び預金 * * * /（貸）前受金（預り金） * * *

(5) 宴席の開催・終了

宴席が終了すると、飲料収入等の当日まで未確定であった金額がすべて確定し、売上の金額が確定する。この時点で結婚式場業においてはサービス提供が終了し、これにより、実現主義に基づく売上計上の要件を充足する。ただし、当日までに受領した前受金（預り金）は、事前に手配した商品内容に係る事項を見積もった金額を計算したものであり、飲料等の当日の宴席の状況を待たないと金額を確定できない事項については、その金額に含まれていない。そのため、見積金額を超えて消費された飲料等に係る差額について、掛けで処理する必要が生じることになる。そのため、以下のような会計処理を行う。（中小要領Ⅱ -1-(1), (3) 及び(4) と2-(1) 及び3-(1)）

<仕訳1-③-1>（宴席終了後・見積金額の場合）

（借）前受金（預り金） * * * /（貸）婚礼収入等 * * *

<仕訳1-③-2>（宴席終了後・見積金額を超える場合）

（借）前受金（預り金） * * * /（貸）婚礼収入等 * * *

売掛金 * * *

また、宴席終了後の掛け代金の処理について、未だ回収不能とはなっていないものの、債務者の資産状況や支払能力等からみて、回収不能の恐れがある債権について、回収不能と見込まれる金額を貸倒引当金として計上し、貸倒引当金繰入額を費用として処理する。結婚式場業において、宴席当日の状況に対して顧客（婚礼当事者やその親族他宴席出席者）からのクレーム等により、追加請求をしても支払に応じない場合が想定される。決算期末における貸倒引当金の見積りに関して、債権全体に対して法人税法上の中小企業に認められている法定繰入率で算定する方法や、過去の貸倒実績率で見積もることできる。（中小要領Ⅱ -4-(3)）

<仕訳1-④-1>（クレーム等により支払に応じない場合）

（借）貸倒引当金繰入 * * * /（貸）貸倒引当金 * * *

<仕訳1-④-2>（回収不能が明らかになった場合）

（借）貸倒引当金 * * * /（貸）売掛金 * * *

（貸倒損失）

(6) 事後精算

婚礼においては、前述したように当日までに事前精算することが一般的であるが、宴席が実施される状況に応じて、追加利用されるサービスや飲料等の商品に係る代金が発生することがある。これらの金額は事前精算された金額に含まれておらず、事後に精算する必要がある（仕訳③-2の場合が該当する）。売上計上時には、売掛金として処理された金額を、宴会後に回収することになる。その会計処理は、以下のとおりである。（中小要領Ⅱ -2-(1)）

<仕訳1-⑤>（事後精算）

（借）現金及び預金 * * * /（貸）売掛金 * * *

4.2. 購買管理プロセスの会計処理

購買管理プロセスは、購買依頼（要求）→業者の選定→発注→検収→仕入計上→支払（依頼）となり、それぞれの時点での会計処理を検討していく。

(1) 購買依頼（要求）

購買業務は、要求部門が独自に行うのではなく、購買担当部門を設置して集中して行うことが望ましい^{註11}。そこで、顧客との打合せを通じて打合せ担当者（プランナー）がオーダーシート等に発注する婚礼商品・サービスを記載し、購買部門に対して購買依頼を行う。購買部門では、これらの購買依頼をまとめて発注することで、価格交渉を有利に運べることや支払サイトに関して便宜を受けることができるなどのメリットを得ることができる。この段階では、会社内部での書類上の確認が行われるにすぎず、特に会計処理の必要はない。

(2) 業者の選定

購買部門は担当者からの購買依頼に基づいて、複数の仕入予定先に対して、物品、数量、品質、仕入日時等の指定を行い、提供された見積書を比較・検討の上、最も合理的な仕入先を選抜する。特に高額な購買については、入札等の手法を採ることもある。この段階でも、特に会計処理の必要はない。

(3) 発注

決定した発注先（仕入予定先）に対して、購買要求に基づく発注業務を行う。その際、発注に係る適切な記録を注文受書等の書面で発注先より受け取る。この段階でも、会計処理の必要はない。

(4) 検収

仕入業者より依頼した物品が届くと、検収担当部門で、品名、数量等が納品書と相違ないかを確認して受領する。納品書には、検収した事実とその日付を記録するために、物品の受領時に検収印を押印する必要がある。検収済みの物品に関する情報は、検収担当部門から管理部門に伝達されるが、この段階でも、会計処理の必要はない。

(5) 仕入計上

管理部門では、購買部門からの納品データを基に仕入計上の処理を行う。一般に仕入の計上基準は、検収時点を持って仕入計上を行う検収基準が用いられる。この段階で、以下の会計処理が行われる。（中小要領Ⅱ -1-(2)と2-(2)及び3-(2)）

<仕訳2-①>（仕入計上・検収基準）

（借）仕入	***	／	（貸）買掛金	***
（販売費及び一般管理費）			（未払金）	

(6) 支払（依頼）

仕入先から請求書が送付されたら、管理部門では検収部門からの納品データと請求書の内容を照合して、必要な支払準備が行われる。支払方法には、現金、小切手、支払手形、銀行振込などがあり、それぞれに適切に処理する必要がある。（中小要領Ⅱ -2-(1)）

<仕訳2-②>（支払時）

（借）買掛金	***	／	（貸）現金及び預金	***
（未払金）			（支払手形）	

4.3. 固定資産管理プロセスの会計処理

固定資産管理における業務は、購入、決算（減価償却、減損）、処分という3つの業務に分けて考える必要がある。

(1) 購入

固定資産の購入に当たっては、基本的に購買管理と同様の業務プロセスで行い、さらに購入した固定資産を管理するプロセスへの登録を行う。すなわち、購買依頼（要求）、業者の選定、発注、検収、資産計上（固定資産管理プロセスへの登録）、支払（依頼）である。これら業務のうち、資産計上の会計処理は、当該固定資産の購入金額に付随費用を加えた取得原価で計上すること（中小要領Ⅱ-8-(2)）、購入代金や付随費用を支払うことである。（中小要領Ⅱ-3-(2)及び8-(2)）

<仕訳3-①>（資産計上）

（借）固定資産 * * * / （貸）未払金 * * *

<仕訳3-②>（支払時）

（借）未払金 * * * / （貸）現金及び預金 * * *

(2) 決算処理

固定資産に関して行われる決算整理業務として、減価償却計算と減損会計がある。中小要領では、有形固定資産に対して、定率法、定額法等の方法に従って、また耐用年数は法人税法に定める期間等の適切な利用期間によって、相当の減価償却を行うことを要請している（中小要領Ⅱ-8-(3)及び(5)）。また、固定資産に対して、災害等により著しい資産価値の下落が判明したときは、評価損を計上することも要請している（中小要領Ⅱ-8-(3)及び(6)）。

<仕訳3-③>（減価償却の計算）

（借）減価償却費 * * * / （貸）減価償却累計額 * * *

<仕訳3-④>（減価償却の計算）

（借）災害による損失 * * * / （貸）固定資産項目 * * *

（固定資産評価損）

(3) 処分

固定資産を処分する場合、当該固定資産が売却可能であるか、また処分及び撤去に係る費用はどの程度であるかを見積もる必要がある。そして、管理部門での承認を得て、引取業者等に売却する際に、当該資産の売却代金と売却時の帳簿価額に差額がある場合には、固定資産売却益又は固定資産売却損を計上する。この会計処理については、中小要領では規定していないが、固定資産管理の業務プロセスにおいては必要となる。（中小要領Ⅱ-1-(1)・(2)及び3-(1)）

<仕訳3-⑤-1>（処分時：帳簿価額>売却額）

（借）固定資産売却損 * * * / （貸）固定資産項目 * * *

現金及び預金 * * *

（減価償却累計額 * * *）

<仕訳3-⑤-2>（処分時：帳簿価額<売却額）

（借）現金及び預金 * * * / （貸）固定資産項目 * * *

（減価償却累計額 * * *） 固定資産売却益 * * *

4.4. その他管理プロセスの会計処理

棚卸資産の会計処理について、購入時は購買管理業務プロセスの会計処理と同様である。しかし、棚卸資産固有の会計処理として、決算時には実地棚卸を行い、その結果と帳簿残高とを照合して評価する必要がある。棚卸資産を取得した場合の評価基準には原価法と低価法があり（中小要領Ⅱ-6-(1)及び(2)）、評価方法には個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法、売価還元原価法等がある（中小要領Ⅱ-6-(3)）。取得時の評価基準に原価法を採用した場合でも、決算時に時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復する見込みがある場合を除いて、評価損を計上する必要がある（中小要領Ⅱ-6-(4)）。

<仕訳4-①>（時価下落時）

（借）商品評価損 *** /（貸）（繰越）商品 ***

Ⅳ 中小要領適用時の特徴

ここまで先行研究を参照して、サービス業の例として結婚式場業を想定した主要な業務プロセスごとの会計処理（記帳処理）を考察した。中小要領の会計処理を適用する際の特徴的な事項をまとめる。

1 結婚式場業の業務の特徴

中小結婚式場業における主要業務の特徴として、まず販売管理業務について、取扱う婚礼商品は繰り返して行われることが少ない商品・サービスであること、通常事前に精算を行う予約販売形態による現金取引が主な取引であること、その結果として信用取引が少ないことがある。次に、購買管理業務の特徴として、食事や飲料など基本的内容に共通する商品・サービスを含むものの婚礼商品を受注してから手配業務を行う受注生産方式であること、一件ごとに異なる受注内容となるために、棚卸資産となる項目は料理の食材や飲料、食器類等に限られた項目のみで、それらも賞味期限や消費期限があるため、比較的短期間のうちに消費又は廃棄処理され、厳密な在庫管理を要する通常の棚卸資産の管理ほどの重要性が認められないことがある。固定資産管理業務では、結婚式場業として建物その他設備は重要な経営資源であり、特に結婚式場及び披露宴会場の改築や修繕を頻繁に行い、常に顧客から高評価を得て他の会場に対して競争優位を保つ必要がある。

2 結婚式場業の会計処理の特徴

結婚式場業における中小要領を適用した場合の会計処理の特徴は、販売管理業務では、予約販売による売上計上に際し実現主義を適用すること、信用取引による掛が少額であることから決算時において貸倒引当金に関する処理の重要性が低いことがあげられる。また、棚卸資産管理業務において、棚卸資産に関する評価の問題（評価基準、評価方法）の重要性が低いことである。これらは、サービス業に特有の取引慣行や企業運営の方法によるところが大きいと思われる。中小指針による場合と比較して、中小要領によることが中小サービス業の企業には受け入れられやすい特徴と考えられる。

しかし、固定資産の減価償却については、中小要領（相当の減価償却）を適用するよりも、よ

り厳密な中小指針（継続的・計画的な償却）が適切であるように思う。結婚式場業は、婚礼会場を提供する装置産業であり、固定資産が占める割合も他の業種よりも比較的大きくなるため、固定資産管理は重要な経営課題であるからである。さらに、固定資産の減損に関して、「災害等」による資産価値の著しい下落など物理的な減損について評価損を計上するとされるが、金額的な重要性や経営上の重要性を考慮すると、固定資産の「市場価格の下落」や「収益性の低下」など機能的な減損について評価損を計上する減損処理を行うことが適切である。

V おわりに

本論文では、中小結婚式場業を想定して、中小要領を適用した場合の会計処理について検討した。その結果、サービス業に特有の商慣習や取引について、中小指針を適用する場合と比べて、適正な処理を行うことができることが分かった。ただし、固定資産管理について、中小要領に規定する「相当の減価償却」ではなく、中小指針に規定する継続的・計画的な減価償却を行うこと、また減損に関する厳密な会計処理が必要であると考えられる。

しかし、これらの特徴は、先行研究をもとに筆者が想定した標準的な主要業務プロセスに関する会計処理であり、実際の中小企業の会計処理の実態を調査・研究したものではない。中小要領がどの程度普及し、実際に中小企業経営者が経営上実践しているかは、今のところ不明である。中小指針は、公表されたのち、認知はされているが十分に普及しているとは言えない状況であり、一部の比較的規模の大きい中小企業（主に会計参与設置会社）での適用が主である。こうした状況を踏まえて、今後中小企業の戦略的経営力が強化されるために、中小指針適用会社以外の多くの中小企業で中小要領の適用が広がることが期待されている。

【脚注・引用文献】

- 1) 中小企業庁平成22年度「中小企業の会計に関する実態調査」によると、中小指針に「完全に準拠」した計算書類を作成している経営者は17.2%であった。「一部準拠」している経営者は37.1%であり、両者を合計しても54.3%である。
- 2) 上記実態調査によると、「税務会計と一致」21.7%及び「税務会計で十分」14.7%と「簡便な会計処理を望む」34.4%と合計すると70.8%となる。
- 3) 中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会中間報告書」34-35頁，2010。
しかし、新たなルールが策定されても、中小指針の活用が促進されることが望ましいとしている。
- 4) 山下壽文著「要説 中小企業会計基本要領」37頁，2012。
- 5) 平成25年度経済産業省「特定サービス業実態調査」の調査対象業種は28業種である。
- 6) 有限責任あずさ監査法人編「業種別アカウンティングシリーズ レジャー産業の会計実務」や新日本有限責任監査法人編「業種別会計実務ハンドブック」を参照。
- 7) 糸美奈子著「ブライダル業界の動向とカラクリがよ〜くわかる本」24頁，2013。
- 8) 岩谷誠治著「システム開発のためのビジネスプロセスと会計の接点（増補改訂版）」12頁，2006。
- 9) 三本賢治編著「The theory of bridal business ブライダルビジネス概論 & 実践マニュアル ウエディングプランナーのための実践マニュアル」p72，2007年。
- 10) 三本前掲書，p161。
- 11) 岩谷前掲書，p121。

【参考文献】

- ・伊藤宗彦，高室裕史編著「1からのサービス経営」碩学舎発行，中央経済社，2010年
- ・井上博文著「ホテル会計制度」明現社，1995年
- ・今枝昌宏「サービスの経営学」東洋経済新報社，2010年
- ・岩谷誠治著「システム開発のためのビジネスプロセスと会計の接点　－フローチャートと法文でわかる要点ガイド<増補改訂版>」中央経済社，2005年
- ・右山昌一郎著「中小要領・中小指針・税務申告の一体化へのすすめ」大蔵省財務協会，2013年
- ・上西左大信監修 永橋利志，近江清秀，友松悦子，藤田隆大著「経営に役立つ 中小企業会計要領の実務対応」ぎょうせい，2012年
- ・河崎照行，万代勝信編著「詳解 中小会社の会計要領」中央経済社，2012年
- ・岸川善光編著「サービス・ビジネス特論」学文社，2011年
- ・サービス&ホスピタリティ・マネジメント研究グループ著，徳江順一郎編著「サービス&ホスピタリティ・マネジメント」産業能率大学出版部，2011年
- ・新日本有限責任監査法人編「業種別会計実務ガイドブック」税務研究会出版局，2011年
- ・三本賢治編著「The theory of bridal business ブライダルビジネス概論 & 実践マニュアル ウェディングプランナーのための実践マニュアル」ベネフィックスコンサルティング，2007年
- ・山下壽文著「要説 中小企業会計基本要領」同友館，2012年
- ・有限責任 あずさ監査法人編「業種別アカウンティング・シリーズ⑩ レジャー産業の会計実務」中央経済社，2010年
- ・ワタベウェディング監修・ジェイティービー能力開発編集「ブライダルビジネス入門」ジェイティービー能力開発出版，2008年

